

～ 国際研究 ～

日越司法制度共同研究

～ベトナム刑法改正支援～

国際協力部教官

川 西 一

1 はじめに

ICD NEWS 第 60 号 (2014 年 9 月) において紹介したとおり¹, 法務総合研究所によるベトナム刑法改正支援の一環として, 2014 年 6 月 29 日 (日) から同年 7 月 5 日 (土) までの日程 (移動日を含む。) で, ベトナム刑法改正に関する日越司法制度共同研究を実施したので, その概要を紹介する。

2 背景

法務総合研究所は, 1994 年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し, 1996 年に国際協力事業団 (現独立行政法人国際協力機構 (JICA)) が法整備支援プロジェクトを立ち上げた後は, 同プロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続してきた。

ベトナム司法省は, 刑法の全面改正に向け, 2014 年中に草案を政府へ提出し, 2015 年までに国会承認を受ける計画で, 2012 年に関係機関の次官級からなる改正刑法起草委員会と実務担当者からなる作業委員会を設立して改正作業に着手するとともに, 我が国に対し, 改正刑法起草への支援を重ねて要請していた²。しかし, 現在進行中のベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト (フェーズ 2)³では, ベトナム司法省に対し, 民法改正等に関する支援を行っているが, 刑法については現プロジェクトの活動内容とはなっていないことから, 長期専門家による事実上の情報提供等の支援に止まっていた。

¹ 「出張報告 ベトナム刑法改正支援現地調査」ICD NEWS 第 60 号 (2014. 9) 25 頁以下参照。

² 民法改正等における日本の支援を高く評価し, 法務大臣の訪越時やベトナム副首相の訪日時等において, 刑法改正について支援の要請がなされていた。

³ ベトナム「法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ 2」(協力機関: 2011 年 4 月～2015 年 3 月) は, 司法省, 最高人民裁判所, 最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会をカウンターパート機関とし, 中央司法関係機関において, 実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえ, 法規範文書の内容, 法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化されることを目標として実施されている。

法務総合研究所は、ベトナム側から真摯かつ強い要請があることに加え、改正刑法の起草についても日本の知見が大いに参考になるとみられること、改正を予定している経済犯罪及び国際犯罪はベトナムとの関係が深い我が国にとって影響が無視できないことに加え、ベトナム側からは、改正刑法施行に必要な政令及びガイドラインの作成も含めた総合的な支援が要請されており、今後の支援の方向性を検討するための情報収集の場とできることなど、日本側にとっても極めて有意義であることから、法務総合研究所独自のベトナム刑法改正支援を実施することとし、その第一弾として本共同研究を実施することを決定したものである。

3 共同研究の概要等

ICD NEWS 第 60 号（2014 年 9 月）において紹介したとおり、本職は、本共同研究の実施に先立ち、本年 3 月 16 日から同月 22 日までの日程（移動日含む。）で、ベトナム社会主義共和国に出張し、当地において、ベトナム司法省の刑法改正作業チームから、刑法改正作業の状況（刑法改正に関する組織体制、改正手続とスケジュール、改正の要因と問題意識、改正の方向性等）について聴き取り調査を行うとともに⁴、ベトナム司法省の担当者との間において、本共同研究の実施に向け協議を行った。また、出張期間中の本年 3 月 20 日、ベトナム政府が刑法改正の基本方針⁵を決定したことを踏まえ、本共同研究において取り上げるテーマとして、少年犯罪への対応、仮釈放など社会内処遇を可能とする制度、特別刑法の導入、国際条約に対応した国内担保法の整備、サイバー犯罪への対応等とすることでベトナム側と合意した。

その後も、ベトナム側担当者との間において綿密な協議を続けた結果、2014 年 6 月 29 日（日）から同年 7 月 5 日（土）まで（7 日間、移動日含む、詳細は別添日程表参照）の日程で、ホアン・テェ・リエ司法省上席専門家（前司法省次官）を団長とする 8 名（詳細は別添研究員名簿参照）を招へいし、法務総合研究所国際協力部において、本共同研究が実施されるに至った。本共同研究においては、ベトナム側の関心事項である上記各テーマについて、古田佑紀元次長検事・元最高裁判所判事を始め、最高検察庁、法務省刑事局などから、各テーマの第一人者の講師に御参加頂き、講義及

⁴ 聴取結果の詳細については、「出張報告 ベトナム刑法改正支援現地調査」ICD NEWS 第 60 号（2014.9）25 頁以下参照。

⁵ 2014 年 3 月 17 日付けベトナム司法省作成の報告書「刑法改正の基本方針」が政府に提出され、同月 20 日承認された。刑法改正にあたり、6 つの基本方針（①市場経済における犯罪の適切な処罰による市場経済活動への参加の保障、②憲法改正に伴う人権保障の強化、③犯罪の防止及び刑罰による抑止効果の強化、④汚職問題に対する適切な対処、⑤国際条約に関する国内法整備、⑥刑法規定の技術的問題の克服）が承認され、これに基づいて刑法改正を実施することとされた。

び意見交換が行われた。

なお、本共同研究には、前記研究員8名に加え、ベトナム現地から現プロジェクトのチーフアドバイザーの松本剛専門家も帯同し、全日程に参加した。

4 共同研究の内容等

本共同研究においては、日本側専門家による上記各テーマに関する講義及び意見交換、刑法改正の基本方針、刑法改正作業の状況等に関するベトナム側発表及び今後の協力についての意見交換が行われた。以下、その内容を簡単に紹介する。

(1) 講義及び意見交換「日本の刑法と特別刑法」

ベトナムにおいては、刑罰を科されるすべての犯罪はすべて刑法の中に規定することを原則とし、日本における特別刑法に相当するものは今のところ存在していない。そのため、新たに生じる犯罪類型等への対応については、その都度刑法の改正が必要となるところ、重要基本法令である刑法について、頻繁に改正が必要となる事態は好ましいとは考えられておらず、ベトナムにおいて、特別刑法の創設の是非についてはかねてから議論されている。ベトナム側は、刑法のほか、種々の特別刑法により、多くの犯罪を適切に処罰している日本の刑法（特別刑法を含む広義の刑法）に強い関心を示し、その理論面についての知見を求めていたことから、次長検事、最高裁判所判事を務められるなど刑事司法実務の第一者であり、現在、法科大学院教授、弁護士として御活躍されている古田佑紀先生から、「日本の刑法と特別刑法」というテーマで御講義を頂いた。

古田先生からは、罰則を規定する法律の形式として、すべての犯罪を刑法典に一元化して規定することと、刑法典は基本的な犯罪を定め、特殊性、技術性が強いものや変化が激しい問題については特別刑法において規定することの双方の考え方について、それぞれ



の長所と短所を理論的に御説明頂くとともに、この点に関する日本法の特徴とその理由についても丁寧な解説をしていただいた。ベトナムにおいて1985年の刑法定制以来長年議論されていた論点について、古田先生が、専門的見地から理論的に整理してわかりやすい説明をしてくださったことから、ベトナム側参加者からは惜しめない賛辞が送られ、非常に感銘を受けた様子が見て取れた。

その後の質疑応答では、ベトナム司法省の立場から、特別刑法による罰則規定を

推進したいリエン団長と、国会司法委員会の立場から、刑法典への一元化を堅持したいガー研究員が、それぞれの立場から積極的に意見を述べ、あたかもベトナム国内での論争が日本で再現されているような活発な意見交換が行われた。その他の研究員からも、日本刑法一般について、広範な質問が行われたが、一つ一つについて古田先生から丁寧な説明がなされたので、各研究員が刑法への理解を更に深めた様子が感じられた。

今回の古田先生による御講義は、ベトナム側参加者だけではなく、刑事法に関係する者にとって大変参考になるものであることから、御講義とその後の質疑応答について採録し、講義レジュメとともに本報告末尾に添付したので、是非とも御覧頂きたい。

(2) 講義及び意見交換「日本におけるサイバー犯罪への対応」について

グローバル化の進展等により、ベトナムにおいても、IT技術は広く普及しインターネットも日常的なツールとなっており、IT技術やインターネットを駆使した新たな犯罪、いわゆるサイバー犯罪が多数発生している。しかしながら、現行刑法ではサイバー犯罪への対応は困難となっているばかりか、サイバー犯罪に関する国際条約において求められる措置も十分整備されていない。そのため、ベトナム側は、改正刑法において、国際条約が求める水準を満たしつつ、サイバー犯罪の処罰を可能にする新たな犯罪類型の創設を予定しており、サイバー犯罪を処罰する日本の立法について強い関心を抱いている。

そこで、我が国が欧州評議会のサイバー犯罪条約を締結した時、法務省刑事局において、サイバー犯罪条約締結のための国内法整備に携わった最高検察庁の杉山徳明検事から、その御経験を踏まえて、「サイバー犯罪に対処するための日本の法整備について」というテーマで御講義を頂いた。杉山検事からは、まず、サイバー犯罪条約の概要について説明があり、その後、日本の刑事実体法の改正と条約を担保するための罰則について、詳しく説明していただいた。

ベトナム側からは、その関心の高さから、基本的人権と処罰規定との関係や犯罪地の特定やその証拠関係などといった技術的なものから、サイバー犯罪の取締から公判に至る手続における人的リソースの問題など、多方面からの質問が寄せられ、杉山検事から丁寧な回答が行われた。杉山検事からは、サイバー犯罪の大きな特徴は、容易に国境を越えることにあり、ベトナムにおけるサイバー犯罪もベトナム国外からもたらされている可能性があることから、そのためにもブダペスト条約のような国際的な基準の重要性について示唆があり、ベトナム側からも改正刑法において手当していく意向が示された。

(3) 講義及び意見交換「犯罪防止に関する国際条約と国内担保法」

今回の刑法改正において、国際条約に対する国内法担保はベトナム側にとって喫緊の課題であり、事前の現地調査においても、国連組織犯罪防止条約への対応について強い関心を有しており、そのための技術的、理論的知識について強いニーズがあることが認められた。そこで、我が国が国連組織犯罪防止条約批准のための国内法整備を行っていた際、その作業に携わっていた法務省刑事局の東山太郎参事官から、その御経験を踏まえて、「犯罪防止に関する国際条約と国内担保法」というテーマで御講義頂いた。東山参事官からは、自己紹介を兼ねて、交渉に深く関わった国連腐敗防止条約について御説明を頂いた後、国連組織犯罪防止条約により求められる共謀罪、証人買収罪、マネーロンダリング罪等の内容や、その対応として国会に提出された法案の詳細を解説していただき、国会審議において廃案となった経緯や理由についても詳しく御説明していただいた。ベトナム側からは、条約上求められる措置といった技術的な内容だけではなく、その後の審議経過などの具体的な経験についても共有していただけたことに非常に満足しているようであった。また、その後の質疑応答では、東山参事官が広く我が国の刑事法に関する質問を受け付けていただいたことから、組織犯罪における共謀や犯罪収益のはく奪など条約に関する質問だけではなく、自動車事故における処罰などについても議論が行われ、ベトナム側からは活発に質問がなされた。

(4) 講義及び意見交換「日本の少年犯罪への対応について」及び「日本の仮釈放制度について」

ベトナムは、少年に関する特別の取扱いについても刑法において規定されるどころ、2013年憲法において人権保障規定が強化されたことから、少年事件手続に関する条文についても大きな改正を検討しており、アジアにおいて古くから少年法を整備し運用してきた日本の知見に多大な関心を示している。そこで、本職から、日本の少年審判制度について概説した後、少年の更生のために重要な役割を果たしている保護観察制度等について詳説していただくため、保護観察の行政と実務に精通し、現在、法務総合研究所教官として保護観察官の研修等を行っている勝田聡教官から、少年に関する社会内処遇等をテーマとした「保護観察等少年の更生に向けた取り組みについて」という御講義を頂いた。勝田教官の御講義では、まず、更生保護行政の全体像、更生保護の基本的な考え方や枠組み等を紹介頂いた後、少年の保護観察処分について詳しく説明頂いた。

また、勝田教官には、少年犯罪との関係で保護観察制度について御講義頂いただけでなく、成人について保護観察を行う日本の仮釈放制度についての御講義も頂

いた。ベトナムでは、受刑者が一定期間服役して改善更生に進歩があれば、裁判所が刑期の減軽を決定できるが、刑期が短縮するのみであるため、日本の仮釈放後の保護観察のような制度はない。そのため、ベトナム側は、刑務所の過剰収容の問題や再犯者の増加の問題に対応するため、刑期満了前に何らかの条件を付して釈放をし、社会内において更生を図る制度の創設を検討しており、これに関する日本の知見の提供を強く求めていた。そこで、勝田教官から、「日本の仮釈放制度について」というテーマで、日本における仮釈放制度を概説していただいた後、社会内処遇を支える保護観察制度、各種の更生保護制度について詳しく御説明を頂いた。

ベトナム側は、今回の刑法改正で、新たな社会内処遇の制度を作りたいという熱意から、日本の保護観察を中心とする更生保護制度に強い関心を示していた。特に、日本では民間人からなる保護司が5万人弱もおり、ほぼボランティアとして日々犯罪者の社会復帰に尽力している点には、驚きとともに感銘を受けているようであった。ベトナム側からは、その関心の高さから、更生保護制度の詳細のほか、制度を支える人的構成や組織等に至るまで詳細な質問が出され、活発な意見交換が行われた。

(5) ベトナム側発表及び意見交換

本共同研究最終日に、ベトナム側による刑法改正の方針等の発表と日本側との意見交換が行われ、外務省小鷲秋乃事務官、JICA 佐藤直史専門員、法務総合研究所国際連合研修協力部森永太郎教官、廣瀬裕亮教官にも御出席頂いた。

まず、ベトナム司法省において刑法を所管する刑事行政法局のグエン・ティ・キム・トア局長から、刑法改正に至った要因⁶と刑法改正の基本方針⁷について具体的な説明がなされた上で、改正作業の状況や具体的な論点における改正の方向性等について活発な意見交換が行われた。その中で、リエン団長から、議論となっている特別刑法について、今回の刑法改正においては、全ての犯罪を刑法で一元的に規定する一方、犯罪の定義を改正することで将来的に刑法以外の法律でも罰則の規定を可能にする途を開くという実践的な打開策が示されるなど、大変興味深いものであった。

また、ベトナム側からは、日本の司法分野におけるこれまでの支援について高く

⁶ 具体的には、市場経済化の進展と科学技術の進歩による新しい犯罪の出現、国際条約への加盟等の国際化の必要性、2013年の新憲法の制定等が挙げられた。

⁷ 前述のとおり、①市場経済における犯罪の適切な処罰による市場経済活動への参加の保障、②憲法改正に伴う人権保障の強化、③犯罪の防止及び刑罰による抑止効果の強化、④汚職問題に対する適切な対処、⑤国際条約に関する国内法整備、⑥刑法規定の技術的問題の克服の6点である。

評価するとともに、少年審判制度、保護観察制度、サイバー犯罪への取組など、本共同研究において取り上げたテーマについて、今後の刑法改正スケジュールに沿って、引き続き支援の要望が出された。ベトナム側からは、ワークショップの開催、専門家の派遣、草案へのコメント等、具体的な支援について真摯な要請がなされたことから、今後、日本側において、支援の実施について前向きに検討していくこととなった。

最後に、松並孝二国際協力部長から、本共同研究の総括として、刑法における明確性の原則の重要性、社会の変化に対応するための規定の在り方、条約を担保するための条約の趣旨の十分な検討の必要性、そして刑事政策的観点からの検討の必要性についてコメントがなされ、リエン団長からは、本共同研究の開催に対する謝意が述べられた。

5 所感

ベトナムは、2013年に新憲法を制定し、国際条約の遵守を宣言すると共に人権保障を強調し、このような新憲法の価値に基づく、刑法改正を進めている。刑法は、刑罰という強力な制裁によって、法規範の遵守を強制し、社会の秩序を維持するという大きな役割を有する基本法令であって、人権保障との関係において極めて重要な法令である。法務総合研究所は、ベトナムにおける人権保障を強化し、国際条約等と整合した国際社会の一員にふさわしい刑法典の制定を後押しするため、刑法改正に向けた支援について前向きに検討する方針である。

本共同研究は、ベトナム刑法改正に資するための日本の知見・経験の共有を図るためだけではなく、司法分野における日越間の交流を深めるために実施したものであるが、本共同研究期間を通じて、ベトナム側参加者から、日本が有する知見・経験を積極的に学び取ろうという姿勢が強く感じられ、それは、これまで日本が行ってきた支援・協力に対する高い評価と厚い信頼に基づくものであることが実感できた。また、ベトナム側参加者の発言からは、本共同研究において得た日本の知見・経験をすぐにも、改正刑法に盛り込もうという熱意が感じられた。このようにベトナム側が、日本に対する厚い信頼のもと、日本の知見・経験を最大限尊重して、新たなベトナム刑法を制定すべく改正作業を進めていることから、2015年にはその努力が結実した素晴らしい刑法が制定されるものと信じている。その時まで、できる限りの協力を続け、今回のベトナム側参加者の皆様と共に改正刑法の制定を祝うことができればと思う。

6 おわりに

本共同研究は、ベトナム刑法改正を支援するため法務総合研究所独自の企画として初めて実施したものであったが、ベトナム側から高い評価を得ることができ、成功裏に終了することができた。本共同研究の実施に当たっては、古田佑紀先生、最高検察庁杉山検事、法務省刑事局東山参事官、法務総合研究所勝田教官、そして長時間にわたり通訳の労を取っていただいた大貫錦氏など多数の関係機関・個人に協力していただいた。改めて、関係各位に対し、この場を借りて御礼を申し上げたい。

以 上



(講義録)

罰則を定める法典の体系について

皆さん今日は。

この度は貴国における法整備に関する調査，研究のため日本において頂きありがとうございます。今回の来日が成果を上げられるよう期待しております。

これから私がお話ししますことは、刑事罰則の整備に関する日本の経験であります。お伺いしているところによると、皆様の御関心は大変多岐にわたっておられると承知しておりますが、その中で罰則を定める法典はどのような形式のものが妥当かという点を中心にお話しすることとし、その他の点は御質問の中でご説明することとしたいと考えております。

1 日本における刑事罰則の状況

まず、初めに日本における刑事罰則の整備の姿・形をお話しします。刑事罰則を定める法典で最も重要なものは刑法典であることはもちろんです。しかし、日本の刑法典は全体で260条余り、そのうち約70条は犯罪の成立や刑に関する一般原則を定める総則規定で、個別の犯罪を定める規定は200条弱です。つまり、刑法典に定められている犯罪の数は200に足らずということになります。しかし、刑事罰則の数は法律全体を見ると、おそらく2,000から3,000になると思います。また、一つの罰則の中で複数の行為が犯罪として規定されていることが多いので、犯罪とされる行為の数はその2倍から3倍になるでしょう。これは刑事罰則が刑法典だけではなく、ほかの法律で多数定められていることを示します。実際、刑事罰則を持っている法律の数は、800を越えます。これに加えて都道府県や市町村が制定する条例にも相当数の罰則が設けられておりますが、これについては前提が地方公共団体それぞれの条例制定権に基づくもので性格がやや違うため、今回は取り上げないこととします。

それでは、どのような罰則が刑法典に定められ、他の法律ではどのような罰則が定められているのでしょうか。お手元に「特別刑法一覧」という資料をお配りしておりますので、ご覧下さい。参考として刑法典の目次を掲げてありますが、刑法典に定められている罰則はそこに挙げられているとおりです。1に記載した法律は、名前を見ると御想像がつくと思いますが、主としてある行為自体が違法性を持つためにそれを直接犯罪として定めている法律です。別な言い方をすれば、これらの法律は刑法典に準じるような性格の法律です。

これに対し、2に記載してある例はある特定の目的、施策を実現するために国民に

義務を課したり、行動を制限するなどの措置をとる場合に、そのような規制が実際に機能するよう、それに従わなかった場合に刑罰を科することを目的とする罰則です。実は、罰則の数でいえば、この類型に属する罰則が圧倒的に多く、先ほど申し上げた罰則の定めのある法律の大多数がこれに当たります。

結局、これからおわかりのように、日本では刑法典は犯罪の成立と刑に関する一般的な通則及びかなり基本的な類型の犯罪のみを規定し、それ以外の罰則は他の法律に譲っているということになります。

2 罰則整備の形式

ところで、貴国の刑法典を拝見しますと、日本でいえば資料の1に記載したものはもちろん、2に記載したような類型に当たる罰則も刑法典の中に規定されているように見受けられます。確かに罰則整備の形式には、貴国のように一つの法典にまとめるというやり方と日本のように罰則制定の目的に応じて複数の法律に分散するというやり方の二つがあります。また、米国のように、立法する際は一つの法律として罰則を含む様々な規定を設け、これを各規定の性質に応じて分類して編集・整理する例もありますが、このようなやり方は前者の類型の亜型といえましょう。

この二つの方法は、それぞれに理由があることと思われまます。

罪刑法定主義の重要な機能である予告機能という観点からこの問題を考えて見ましょう。予告機能として罰則がどのようなものがあるか、国民に一覧的に示すことが重要と考えるならば、罰則は一つの法典にまとまっている方がよいということになります。これに対して国民の行動規範を示すという機能、つまり国民が現にある行動をしようとする時にそれに対する規範を示す機能を重視するならば、それが一般的なものであればともかく、特定の分野における問題である場合はこれに関連する法律の中に規定されている方が把握しやすいということになるでしょう。少し具体的にいうと、たとえば、脱税を処罰するという罰則があるとします。これを刑法典に規定しようとする、何が脱税に当たるかを刑法の中できちんと書くことは技術的に難しいと思われるので、その点については税金について定めた法律を見て下さいということになるでしょう。その罰則を税法の中で規定すれば何が脱税に当たるかも含めてその法律だけを見ればよいこととなりますが、脱税が犯罪になるかどうかを調べようと思って刑法典を見ても分からないということになります。脱税が犯罪であるということを周知させることに主な意義を認めるならば、前者が適当でしょうし、実際に税金を節約しようとする人が何をすれば脱税として処罰されることになるかを把握しやすくすることを重視すれば、後者の方法が適当ということになります。

3 罰則整備に関する日本の歴史及び現在の形式の実質的意義

さて、先ほども申し上げたように、罰則整備の形式については、日本はいわば分散方式をとっているといえますが、それについて特に明確な理由によった形跡はありません。法整備の過程で歴史的に形成されてきたものという理解が妥当だと思います。そこで、この問題に影響した可能性がある法整備の歴史を見てみます。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、日本の現行法制の整備は今から約150年前の明治維新から始まりました。その時の日本の法整備の仕組みは、まずヨーロッパから専門家を招へいすることから始まりました。その際急がれたのは欧米各国との間の不平等条約の改正のためのヨーロッパを模範とした法制の整備でした。その最大の眼目は、民法、刑法などのいわゆる基本法典の整備と司法制度の確立で、そのために膨大な時間とエネルギーが注がれました。たとえば、現行刑法は1907年に制定されたものですが、その最初の案が議会に提出されたのは1890年のことで、三回目の提案が可決されたものです。また、民法は一度に全法典が整備されたわけではなく、何回かに分けて順次整備されていったものです。そして、このような法律の整備には内閣に設けられた法典調査会が大きな役割を果たし、そこでの徹底した議論を経て法案が作成される慣行が形成されました。刑法典などの基本的な法律は一般性の高いまさに社会の基本的な問題を扱うものと意識され、それゆえにヨーロッパ法、特にドイツ法とフランス法を踏まえた理論面も含めて、専門家による様々な角度からの十分な検討を経た上で制定されるべきものと考えられました。このように申し上げますとご想像がつくかと思いますが、一般性に乏しい問題を刑法典に規定することはできるだけ避けられ、また緊急の対応が必要な問題は別個の法律によるという方策がとられることとなり、それが慣行化したように思います。「特別刑法一覧」の1の冒頭にある爆発物取締罰則は緊急対策目的で制定された法律の走りといえます。これは当時日本で爆弾テロが起これ、これに対する緊急対策として、当時の英国の *Explosive Substance Act* をモデルとして短期間のうちに制定されたものです。それ以後の特別刑法も、その多くはその時期における社会情勢を背景として特定の事象に対応するために制定されたもので、いずれも刑法典の整備作業の枠外で行われたものです。このような方法は条約の批准のための立法にも拡大していきましたが、その背景には、基本的でいわば恒久的な法律である刑法典の中で罰則を新設して処罰範囲を拡大することに対し、慎重な姿勢を取るグループの存在の影響もあります。

また、このような整備の在り方からすれば、特定の施策の推進、実現を図るための措置を担保する刑罰を刑法典に規定するということはほとんど考える余地がないことになります。なぜなら処罰の対象が主にそのような施策のための法律で定めた各種義

務に違反する行為となるからで、刑法の基本法としての性格とそぐいません。また、そのような施策を推進しようとする側からも、準備に長時間を掛けることができず、しかも一般的な罰則の基本原則と中々整合しないような制度を作ろうとすれば、刑法典で規定することを避けようとする結果になります。そのような傾向が最初に端的に表れたのが税法でした。日本は明治維新後間もなく、2度にわたる戦争を体験しております。そのための戦費の調達のためから、税法に徴収確保のための色々な措置が採用されました。今でこそ特定の施策を実現するための法律ではポピュラーなものとなっていますが、直接行為者だけではなく、事業主も処罰するいわゆる両罰規定はその頃税法で初めて導入されたものです。

(その意義・功罪)

このような経過を経て現在のようない姿ができあがっているわけですが、次にこのような姿についてその功罪を検討してみます。

まず「功」の点ですが、その一つは刑法典の基本法としての安定性を保つことができることです。この点は、見方によっては必ずしも重要ではないと思いますが、国民にとって基本的な法典である刑法典が変わると、日常生活に影響するかどうか懸念する人もいて、これが頻繁に変わると日常生活の安定感を欠くおそれがあります。

より実質的には、構成要件の明確性と処罰範囲を合理的に定めることがしやすくなるという点です。アドホックな問題への対応や各種施策の実現のための罰則は、限られた問題であったり、元々「悪い」行為というわけではなく、法律で特定の目的をもって義務が課されるためにその違反が処罰されるというものですので、処罰される範囲をその目的のために必要な範囲で厳密に特定する必要があります。基本法で一般的な性格が強い刑法でこのようなことを実現するのはかなり技術的に困難です。今のことに関連して、一点申し上げますと、罰則の中では量的なことが問題になりやすいケースがあります。例えば、重大だとか軽微だとか評価的な概念を使わなければならない場合があります。ところが、何が重大で何が軽微なのかわかりにくいのが事実で、きっちり決めなくてはならないときには、細かく決められる別な法律を作っていくことがあります。日本では1960年代から70年代に公害が大変問題になりました。このときに環境保護のためのたくさんの法律が整備されましたが、そのやり方は、例えば排水はある一定の基準以上の有害物質を含んではならないということを細かく決め、それに対する違反行為を処罰するという方法をとりました。この方法は一般的な環境破壊罪を刑法典の中で規定するより、はるかに環境保護の目的に有用だったのです。その一方で、刑法典で扱うのは誰でも悪いことと直感的に理解できるような類型の行為

が原則になりますので、限界を技術的に厳密に定めるという要請よりも、悪さの本質が容易に理解できるような平易な表現が重要になります。刑法典では基本的な犯罪を定めるというやり方は、刑法典の日常的な基本法としての機能を重視するという意義があります。

また、これは日本独特の問題かもしれませんが、分野ごとの施策はそれぞれの分野の責任を持つ省庁が決まっており、罰則を含む関係法律の整備はその省庁の責任においてすることとなりますので、その分野の専門的な知識が十分活用されることとなります。もっとも、罰則固有の問題点や整合性については、そうはいかず、法務省において検討・助言しております。

国民の立場からすると、ある特定の分野である活動をしようとする者は、多くの場合、法律上どのように行動すべきかということとどのような行為が法律違反として処罰の対象となるかを調べると思われ、このような場合には両者を併せて一つの法律により把握できることが便宜です。

次に「罪」について申し上げます。

最も基本的には、既に申し上げたことからおわかりのとおり、罰則の一覧性を重視する観点からは、一覧性がないということです。

現実的な問題としては、一つは、罰則が多数の法律に分散しているため、その間の整合性、バランスを取ることが難しい場合があります。日本では、この問題が罰金の額について顕著に起こりました。日本は1950年代のいわゆる高度成長期のころ、個人の収入の増加も含めて経済規模が大きく拡大しました。そのため、それ以前に作られた罰則の罰金額が経済情勢に見合わない低額になってしまいました。新設の罰則や改正の機会がある法律については、罰金額を適当な額にすることができますが、改正の機会が少ない法律については低い罰金額が残ったままとなります。そうすると、同様の違反行為に対して罰金額の違いが目立つことになり、そのため、改正の際に罰金額を引き上げることに難色を示すことも起きてきました。法務省では、他省庁に対し事務次官名で、罰金額に一時的な不均衡が生じて、法律改正の機会に罰金額を適当な額に引き上げる改正をするよう依頼をし、何年か掛かって大体の法律で罰金額の引き上げが実現しましたが、まだ非常に低い罰金額のまま残っているものもあるかもしれません。また、昔ほどの差ではありませんが、現在でも制定年代によっての罰金額の差が存在すると思われ、自由刑ではこのような問題は通常起こらず罰金刑に特有の問題ではありますが、罰則が分散されることによって起こった現実的な問題です。

また、刑法典以外で罰則を定める場合は、専門性、技術性から生じる厳密さの要求を満たすため罰則の構成要件が複雑なものとなり、あるいは用語が難しくなるなど、

分かりやすさが失われがちになるという傾向があります。もともと、これはその分野で活動しようとする者を対象とすることから、複雑な規定でも通常これを理解することができる能力を持っている人がみるはずなので余り問題ではないという見方もできます。

罰則の整備についてはまだまだ色々な問題がありますが、私から申し上げることとしては以上の程度とし、後は御質問に譲りたいと思います。御静聴有り難うございました。

(質疑応答)

川西教官

講義の内容について質問等があればお願いいたします。

アイン研究員

先生の御講義で勉強になりました。ありがとうございます。

それぞれの国でそれぞれの刑事法についての規定の方法があると思いますが、日本では、刑法典のみに限って犯罪や刑罰を規定しているわけではないと理解しています。刑罰や罰則はその他の専門的な法律の中でも規定されていると理解しています。一方、ベトナムでは、犯罪と刑罰は刑法典にのみ規定されています。是非、先生の御意見を伺いたいのは、今のベトナムのように刑法典だけで規定するという方法と、日本のように専門的な法律の中でも規定する方法のどちらかを選べるとして、それぞれのどのようなメリットがあるのでしょうか。

古田先生

先ほど申し上げたとおり、分散型（刑法典のみならず、専門的な法律の中でも犯罪と刑罰を規定する方法）のメリットは、関係する法律上の義務とその違反に伴う罰則が同じ法律にあることです。つまり、何をしてはいけないか、あるいは何をしなければいけないかという義務と、それに違反した場合の罰則が同時に把握できます。付け加えて申し上げると、貴国の刑法典を拝見いたしますと、「他の法律に違反した場合は処罰する」という規定の仕方がかなり見受けられます。そうすると、どのような行為が処罰されるのかを知るためには、別の法律を見ないと分からないという問題があります。ただ、細かいことは別として、脱税や著作権を侵害する行為などを、これらは犯罪だと知らせるために、それらを一つの刑法典の中に書くということもあり得るということは先ほど申し上げたとおりです。

リエン団長

非常に専門性の高い講義をありがとうございました。1985年から今日に至るまで、常に議論される問題として、犯罪と刑罰を同じ法典で規定すべきか、それとも分離すべきかという問題があります。ベトナムの刑法典は1985年に制定され、その後6回の改正を経ています。1999年には、抜本的な改正をして、新しい刑法になりました。最近では2008年に刑法典が改正されています。そして、今回、今の刑法典を基本的かつ

全面的に改正し、再度新しい刑法にしようという流れになっています。この問題は、いつも議論されていますが、一つの法律にすべて規定すべきという考え方が常に優勢です。しかし、私の専門家としての立場からすれば、一つの刑法典にすべてを規定する必要はないと考えています。なぜなら、一つの刑法典の中にすべて規定するとすれば、常に刑法典を改正する必要性が出てくるからです。1985年以降、どうして6回もの刑法の改正が行われてきたかという点、すべての犯罪が刑法典に一本化されているからです。時代に変化に応じて、新しい犯罪類型が出てきた場合でも、刑法典にそれを罰する規定がないということで、それを補足するための改正が行われてきました。そのため、今回の改正では、私ども立法する側としては、基本的な罪名や刑罰については刑法典で規定し、そのほかの特別な犯罪については、特別の法律で規定するように提案したいと思っています。しかし、今までの主流の考え方にはなかなか勝てません。特に国会議員のガーさんには、ベトナム刑法の第一編は基本原則が書かれており、犯罪とか刑罰とかに言及されています。そして、もう一編には、具体的な犯罪が書かれています。そこで、もし刑法典とは別に特別の法律において、犯罪と刑罰を規定することにした場合、その専門の法律も、この刑法典に掲げる一般原則との整合性は保たなければならないのでしょうか。仮に、その特別の法律で規定された犯罪と刑罰が、刑法典の一般原則と矛盾している場合にはどのように処理すべきなのでしょう。それとも、そのような場合には、刑法典の一般原則は共通の原則として、犯罪と刑罰のみを特別の法律により適用することが許されるのでしょうか。私が認識する限り、日本の法律では、いくつか個別の犯罪は特別の法律で規定されているようなものがあると思います。私の疑問に対する御意見をお願いいたします。

古田先生

お話の中で、ベトナム刑法は、第一編が犯罪と刑罰についての通則、第二編が個別の刑罰を定めているとのことでしたが、その構成は日本の刑法と同じです。日本の刑法では、その第一編の中で、犯罪と刑罰についての通則となる規定は他の法律において犯罪とされる行為についても適用があると定めています。ただ、他の法律において、刑法と違うことを定めることもできるようにはなっていますが、それはあくまでその法律で特別に決めた場合に限られるということになっています。その典型例としては、先ほど申し上げた両罰規定があります。直接の行為者だけではなく、雇用主であるとか法人も処罰するというものです。日本の刑法の中にはそういう原則は書いてないのですが、他の特別の法律でそういう規定を設けており、刑法もそれを許しているということになります。

リエン団長

一つの行為で二人を処罰できるというものですか。

古田先生

例えば、ある会社の経理部長が、その会社のために脱税をしたとします。その場合、経理部長だけではなく、その雇用主である会社自体も処罰できるというものです。

ガー研究員

それは、法人の刑事責任が追及されるということですか。

古田先生

今の御質問は、非常に基本的な質問で、返答が非常に難しいのですが、日本では法人に犯罪をする能力があるかどうかについては考え方が分かれています。ただし、法人も刑罰を受ける主体にはなることができるという考えが採られていますので、結論的には御指摘のとおり、法人も処罰の対象となることができます。

ガー研究員

細かくなりますが、ある会社の社長を処罰するとします。そして、その会社については、両罰規定で罰金を命じることになるわけでしょうが、その罰金は刑事罰でしょうか、行政罰でしょうか。

古田先生

刑事罰になります。

ガー研究員

刑事罰の中にも、罰金刑があるのですか。

古田先生

そうです。

ガー研究員

1999年の刑法典の改正の時には、リエンさんと私たちの間で、犯罪と刑罰はどのように法律で規定すべきか熱の入った議論がなされました。今日の古田先生のお話の中

で、それぞれのメリットとデメリットについて教えて頂き、非常に勉強になりました。古田先生のおっしゃるとおり、今のベトナム刑法の規定の仕方では、いくつかの犯罪については複数の違った法律の規定を適用しなければならないというのが実情です。ベトナムでは、最近、ある会社が、土の中に劇毒物を含む多くの薬品を埋め、土壌汚染を起こしたという事案がありました。国会においてこの事案を問題にしたとき、私たちは、二つの法律を用いました。まずは、刑法を適用して、ある基準を超えて汚染を起こした場合には、刑罰を受けなければなりません。そして、重大な影響を及ぼす場合には、より重い刑罰を受けなければなりません。その基準については、環境保護に関する法律に規定されています。そういう意味では、私の考え方では、犯罪と刑罰を刑法典の中ですべて規定しても、あまり大きな障害にはならないと思っています。確かにリエンさんがおっしゃっているとおり、新たな犯罪類型が出てきていますが、ベトナムの刑法は、それほど迅速かつ頻繁に改正することはできません。1999年時点では、多くの国会議員は、ある行為を犯罪とする場合には、慎重な姿勢をとらざるを得ませんでした。というのは、刑法典の安定性が重要だからです。リエンさんの考え方と私の考え方を折半するような考えはないでしょうか。もしあれば教えてください。

古田先生

貴国の中の論争を再現していただいたような感じです。それぞれの国の法律の整備の仕方は、やはりそれぞれの国の伝統とか歴史が背景にあることは間違いなく、二つの法律を見なければならぬというのが苦にならないのであれば、それはそれで一つの方法だと思います。しかし、それがあまりにも膨大になってしまうと、おそらく問題が起こるのではないのでしょうか。例えば、非常に複雑な規定が必要となるような犯罪、そういうものは別の法律としてまとめ、そして刑法典はもっとシンプルなものにするという方法もあるのかもしれませんが。こう申し上げますと、私の中立性を疑われるかもしれませんが、特別の法律を作って対応することのメリットというのは、罰則とそれ以外の対応措置をうまくリンクさせて一つの法律にまとめられるということです。具体的には、例えば、先ほどの土壌汚染の問題ですと、それを引き起こした企業なり人間なりを非常に重い刑罰に処することになります。しかし、それで問題が片付くかということ、そうではありません。刑罰を与えるだけでは、汚染された土壌はそのまま残ってしまいます。それを避けるためには、汚染された土壌を片付けろという命令を出す等の仕組みを作ることが必要となります。そういう場合に、一つの法律の中で、行政的な命令みたいなものと、それから色々な違反行為に対する罰則とが一つにまとまっていると、その間のリンクがつけやすいということと言えます。そういう色々な

措置が同時に必要になる分野，そういうものは一つの特別な法律として，罰則もまとめて規定するというのとは一つの考え方かもしれません。こう申し上げますと，私は中立的な仲裁人にはならないかもしれませんが。

ガー研究員

ベトナムの国会議員も，国民からの批評に関心を持っているし，影響も受けているのは事実です。非常に公開性が拡大されていて，マスコミ等に対しても拡大しています。確かに，私は，リエンさんの考え方に賛同しないわけでもないのですが，私たちが発言して熱の入った議論や，ちょっとした言い合いみたいになると，国民としては許し難くなります。

今先生がおっしゃったように，刑事事件とする前には，まず行政措置が適用されます。例えば，土壤汚染の事案では，汚染元の会社は営業停止になり，その他，行政罰としての罰金が命じられました。それらはかなり厳しいものでした。1999年には，リエンさんたちから，法人に刑事責任を認めるという提案もありましたが，仮にそういう考え方を導入したとして，実際にそれを処理する手段があるのかどうか，それを考えると，実際に規定があっても実現できないのであれば見直さなければなりません。前の改正からもう15年も経ちました。今日，先生の講義を聞いて，メリット・デメリットを勉強することができましたので，今後の方法を考えたいと思います。

ソン研究員

三つ質問があります。一つ目は，日本の刑法には，いくつかの改正があったと思いますが，どのような内容，テーマで改正されたのでしょうか。二つ目は，日本の刑法には，いろいろな罪名があるが，その中に「未遂」という名称があります。日本でいう「未遂」とは何を意味しているのでしょうか。また，212条の墮胎罪は本当に適用されていますか。実際にそれで刑罰を受けたケースはあるのでしょうか。三つ目は，刑法典が規定している犯罪でありながら適用できないような犯罪はあるのでしょうか。

古田先生

まず改正についてですが，いろいろな改正がありましたので，主なものだけ申し上げます。おそらく，今の刑法が作られてから一番大きな改正は1945年に第二次世界大戦が終わり憲法が変わったときの改正だと思います。その時，新憲法に合わせるために，例えば，皇室に対する罪を削除するとか，非常に大きな改正が行われました。その後もいくつか小規模の改正は多くありましたが，刑法全体について全面的に

改正をしようという動きも一時期ございました。その時は、実は、先ほど申し上げた分散方式から、少し集中方式に変え、先ほどの資料の1の類型にあたる特別刑法を、刑法典に取り込もうとしたこともありました。しかし、このプロジェクトについては、いろいろな意味で反対意見が強く、結局実現はしませんでした。その次の大きな改正は、主としてコンピューター関係のいろいろな不法行為に対応するために刑法を改正したことです。それと、適用の面で実質的に大きな改正となったという意味で、大きな影響を及ぼしたのは、つい最近の改正になります。日本では自動車による交通事故はしばしば非常に大きなものが起きます。そのため交通事故に対する厳罰化の動きがしばしば起きます。そこで、自動車による交通事故事犯を刑法典から外して、他の措置も多少入れた別の法律を作りました。これは影響としては非常に大きな改正だと思います。かなりの規模の改正というのはその辺りだと思います。

次のお尋ねの「未遂」の意味ですが、具体例で申し上げますと、例えば、人を殺そうと思ってピストルを撃ったが当たらずに殺すことができなかったような場合、あるいは、ピストルを突きつけたが引き金を引く前に取り押さえられてしまった、このような場合が「未遂」にあたります。抽象的に申し上げますと、ある結果が発生することが要件となっている犯罪について、結果を発生させるための行為を実行したものの、結果が発生しなかった場合が「未遂」です。

次に刑法典の中で適用が実際にされない犯罪があるかという点です。まず墮胎罪についてですが、数は少ないがいくつか適用例はあります。正確には統計資料で提供していただいた方がよいかと思います。また、その他の犯罪も統計を見れば分かりますが、私の記憶では、現行刑法の制定後、一度も適用されていないものがあるとすれば、まずは詔書偽造罪。これは天皇が出す文書を偽造するケースです。現行刑法が制定されて以来、一度もそういう犯罪はなかったのではないかと思います。こういう犯罪というのは、今起こるということはあまり考えられませんが、刑法という国の基本的な部分がある程度定める法律として、そういう規定が設けられているのだろうと理解しています。

ティエン・フォン研究員

質問が二つほどあります。私が認識する限り、実体法として刑法典、手続法として刑事訴訟法があります。今のご説明にあった色々な特別の法律で、新しい犯罪を規定することによって、手続法である刑事訴訟法にも影響を及ぼしたことはあるでしょうか。もう一点は、法務省は、法律の制定に一定の関与があると思いますが、特別の法律を制定する場合に、法務省が何らかの考え方を示し、その制定過程において、その

考え方が影響することはありますでしょうか。また、他の省庁が所管している法律について、新たに刑罰を定める際に、その内容が刑法典と矛盾したり整合性が取れなくなった場合に、法務省として調整する役割はございますか。

古田先生

まず、一つ目の実体法の作り方が手続法に影響を与えたことがあるか、という御質問ですが、通常の場合はまずそのようなことはありません。しかし、非常に立証の難しい犯罪について、推定規定を設けるというやり方を取ったことはあります。これは事実認定のやり方なので手続法の問題ということになるかと思えます。具体的には、日本では人の健康に被害を及ぼすような公害を起こした者を処罰する規定がありますが、有害物質を排出したところが二つ以上あって、どちらが被害の原因か分からないという場合に、両方が原因を作ったものと推定することができる趣旨の規定を入れたことがあります。また、麻薬などの薬物犯罪について、違法な薬物を売買している者が出所の分からないお金を持っている場合は薬物を売ったお金と推定するという規定もあります。

次にお尋ねの他の省庁の専門分野での罰則を有する立法について、法務省がいろいろ言うことがあるかという点ですが、実際にどういう内容のことを犯罪にするのかについては、法務省は、その専門分野を担当する省庁の意見を十分に聞きます。そして、それが本当に処罰に値するものなのかという点については、法務省は十分検討し、あまりにも犯罪として処罰するのが不適當なものについては、助言をして犯罪化を断念してもらい、ということとはしばしばあります。今の話の前提として、日本の法案の出し方を説明する必要があると思います。日本では内閣が法案を出すことが認められています。内閣が法案を出すということは、それぞれの担当省庁が法案を作り、内閣全体としてその法案を国会に出すことを決めるということです。内閣が最終的に決定するときは全員一致というのが慣行的な原則となっています。したがって、法務省としてはどうしても問題があると考えた場合には、法務大臣が閣議において「問題がある。」という発言をすれば、内閣として法案を出すことはできなくなります。そういう形で、罰則としての整合性が崩れないようにとか、非常に問題がある罰則ができることを防止するという仕組みになっています。

マイ・フォン研究員

三つほど質問があります。ベトナムの場合、全体的な法律では一般原則を規定し、それを実施するために下位法令によって詳細を定めることにし、政令等の形で制定さ

れます。今の話では、専門分野に関する特別の法律は、それ自体で直ちに施行できるものでしょうか。それとも下位の法令等によって行政機関に委ねて施行されるものでしょうか。二点目は、日本においては、地方の条例でも罰則を決められるとのことですが、裁判官は混乱してしまわないでしょうか。法律と条例とでは、レベルが違うので、そのように思いました。もう一つは、いわゆる司法取引は、日本の法律では認められていますでしょうか。

古田先生

まず、一点目ですが、法律の中身が非常に技術的なものが多く、細かい中身を法律で決めるのが難しい場合というのがあります。あるいは、変化がしょっちゅう起こるというような問題がある場合もあります。そういった場合には、法律のある一定の部分について、その法律を所管している行政官庁に下位法令で定めることを法律が委任していることがあります。ですから、それは行政官庁独自の権限でやっているわけではなく、法律の委任を受けてやっているという形になります。もしお尋ねされたことのイメージがそういうことであれば、日本でもそういうことはあるという答えになります。

次に、二点目の法律と条例で混乱が起きないかという話ですが、法律と条例でそれぞれ決められることが別になっているので、普通はそういうことは起きません。もし、法律が先に決めてあるようなところを、条例がうっかりして決めてしまった場合には、そういう条例は無効になります。

最後の司法取引ですが、日本では現在までその制度はありません。しかし、今、その制度の導入が検討されているところです。

ガー研究員

量刑に関してお尋ねしたい。ベトナムでは、きめ細かい決め方をしています。例えば、窃盗の場合は、盗んだ物の金額によって、刑事罰が与えられるかどうかが決まります。以前は50万ドン以上からが窃盗罪となりましたが、最近ではその基準が200万ドンまで引き上げられました。日本の法律では、例えば、科料であれば1000円以上1万円未満、罰金は1万円以上と決まっているようですが、時代の変化に伴って罰金額が時代遅れにならないのでしょうか。また、235条の窃盗罪について、法定刑は10年以下の懲役刑となっていますが、いかなるものを盗んでも10年なののでしょうか。ベトナムの場合、物の額によって変わることが決められていますが、このような固い決め方では時代遅れにならないのでしょうか。

古田先生

日本の法定刑は非常に幅が広く決められています。窃盗は10年以下の懲役です。今は、窃盗罪にも罰金もありますが、10年以下ということは、最低1か月ということですから。その範囲の中で、裁判官はその事件にふさわしい刑を選ぶということになります。日本は、ほかの罪でも法定刑が非常に広く、殺人であれば、一番重いのは死刑で、一番軽いのは懲役5年、これは半分にもできるのでそうすれば2年半と非常に幅が広いのです。こういう風に、法定刑の幅が広く決められているので、先ほどお尋ねがあったように、少なくとも自由刑については時代が変わることによって量刑に困るということは起きていません。日本でこんなに法定刑の幅が広く決められた理由ですが、実は、日本が最初に作った近代刑法は法定刑を非常に細かく決めていました。そうしたところ、裁判官から、あまりにも刑の決め方が細かすぎて事件の実情に応じた量刑ができないという苦情が寄せられました。そのために、今の刑法は幅の広い法定刑を決めました。それともう一つですが、法定刑を細かく決めると、実は犯罪の成立の問題で日本の場合は非常にややこしい問題が生じます。ベトナムでは、窃盗というのは200万ドン以上の物を盗むことということでしたが、もし、犯人が実は50万ドンしか盗むつもりがないのに、結果として200万ドンの入った封筒を盗んだ場合はどうなるのでしょうか。日本の刑法理論で言うと、それは無罪となってしまいます。なぜかというと、200万ドンを盗む意思がないからです。そういう風な問題があるので、日本では、いわば量的な問題とか情状によって法定刑を変えるということはできるだけやらないようにしているというのが実情です。

それから罰金刑の話ですが、罰金刑は1万円以上になります。罰金額の一番上の金額は、それぞれの犯罪ごとに法律で決まっていますので、1万円から法律で定められている最高額までの間で、裁判所が罰金額を決めることになります。罰金刑の上限額が、経済状況から見て著しく低くなってしまっているという問題については、徐々に解消しつつあると言えます。法律改正の都度、罰金額を引き上げるというやり方で、だいたい実情に合うようにしています。

リエン団長

私も先生の講義を聞いて物が明るくなりました。日本は、戦前はヨーロッパ、大陸法の影響が強く、1945年以降はアメリカの影響が強くなったと聞いています。それによって、裁判官の量刑の幅が広がったと理解しましたが、ベトナムでは逆の方向であり、なるべく詳細に具体的に定めています。場合によっては、裁判官が物を話せるような法律になるように作っていくという考えもあります。本日はどうもありがとうございます。

ございました。

川西教官

刑法に仮釈放という制度がありますが、日本の場合には行政官庁がそれを判断するという事になっています。これまでの講義において、ベトナム側の皆様から、どうして日本では行政官庁が決められているのか、という点について質問がありました。もし古田先生において御存知のことがあれば御教示頂ければと思います。

古田先生

私も、この問題に関して、どういう議論があったのかということとは必ずしも詳しく承知してはおりません。まず、日本の場合は刑の執行は裁判所の管轄ではなく、法務大臣の管轄になっています。おそらく、これは江戸時代、明治維新前からの色々な伝統で、刑の執行は専門分野の者がやるという伝統があったことは事実と言えます。もう一つは、特に仮釈放については、現実に受刑者を処遇している刑務所、これは日本の刑というのは現行刑法を作った時にかなりヨーロッパの教育系の思想を入れています。そういう矯正教育を一番熱心に行っているのは刑務所で、その効果がどうなっているかを一番よく知っているのも刑務所ということになります。そういうことから法務省が判断するという仕組みにつながったのではないのでしょうか。

川西教官

それから先ほどガーさんの話にもありました、法定刑を幅広く決めてしまうと裁判官によってばらつきが出てしまうのではないかと懸念が出ておりますが、その辺りについてはいかがでしょうか。

古田先生

先ほど、裁判官からの苦情で法定刑の幅を広くしたと申し上げました。ところが、その後、どうも、実際の量刑は刑の一番下の方に集中するという現象が起きたと裁判官が言い出しています。しかし、今お尋ねのような、裁判官によって大きなばらつきが出るという問題は、実は日本ではあまり指摘されていません。それにはおそらく三つほど理由があると思います。一つ目は、刑にバラつきがあると、たいてい被告人か検察官が控訴をします。それによって大きな違いのある刑を修正していくことができます。二つ目は、検察官は、裁判でどのくらいの刑罰が適切かという意見を述べる事になっています。検察官は過去にどのような刑が言い渡されたかを良く調べて

その意見を述べています。三つ目として、裁判所も実際の刑を決めるときには、過去に似たような事件でどのような刑が言い渡されたかを調べています。そういうようなことが重なって、日本の場合、それほど著しい量刑のバラつきは起きていない、ということだと思えます。

川西教官

最後に、本日の午前中の講義で、過剰収容の問題が出ていました。ベトナムにおいても、最近では過剰収容が問題視されているとのことだそうです。日本においても一時期そういうことがあったことから、立法の措置をとったことがあると、先ほどの休憩中に先生から伺いましたが、その点について、もう少し御説明を頂けますでしょうか。

古田先生

日本は明治維新後、当時のフランスの刑訴法をモデルとして、日本の刑事訴訟法を作ったわけですが、それに従って起訴をしていたところ、非常に刑務所の収容人口が増えてしまいました。そこで、法律で定められたものではないが、実際上のやり方として、軽い犯罪、そして家族の保護等が十分に期待できるものについては、検察官は起訴をしないで処理するという方法をとるようになりました。それが制度化されて、今の刑事訴訟法 248 条の起訴便宜主義、検察官の裁量で起訴するかどうかを決められるという制度が定着したのです。こういう仕組みが、過剰収容問題や社会内処遇の推進という問題にとっては、少なくとも日本の場合には非常に意味のあることだったことは事実だと言えます。それが実際にうまくいくかどうかは、例えば、家族関係がしっかりしている社会であるかとか、社会の中で犯罪者を支えていく仕組みが機能しているかどうかというような点にも相当影響されます。

リエン団長

古田先生、御列席の皆様。尊敬する先生の講義を聞くことができ非常に感謝しております。専門性が高く、我々も強い関心を持っている内容ばかりでした。また、先生からは、その他いろいろな分野に渡り、お答えをいただき、大いに勉強になりました。ベトナムにおいては、刑法典の適用範囲などについても、司法省と国会との間で複数回の議論がなされており、今日の講義を聞かせて頂いた結果、今後の議論では我々の方により円滑に進むのではないかと考えています(笑)。司法省の課題としては、刑法の適用範囲だけではなく、刑事責任を法人にまで拡大したいというのが本当の気持ちです。99年刑法を、根本から大きく改正し、刷新したいというのが司法省の真意で

す。日本の支援, 特に古田先生の支援を期待しています。今後の協力の枠組みの中で, 私は, きっと再び先生にお会いできると信じております。この度の訪問団の代表として改めて感謝申し上げます。

(配布資料 1)

レジメ (July02,2014)

1 罰則を規定する法律の形式

①1 個の法典に原則として規定する。

長所 どのような犯罪が定められているかが一つの法典で分かり、一覧性が高い。

短所 すべての構成要件を一つの法律内で書き切ることが困難で、他の法律を見なければ何が犯罪行為に当たるか分からない。

特殊性が強いもの、頻繁に変更が必要なものを一般性が高く、変化が少ない基本的なものと同じ法典で扱うことになり、法典の安定性が失われる。

なお、これの一種の亜型として、立法の際は一つの法律の一部とされるが、関係分野ごとに分類・整理する例として米国(罰則は 18USC)

②刑法典は原則として一般性が高く、変化が小さい基本的な犯罪を定めることとし、それ以外の罰則は必要に応じて別個な法律で定める。

長所 刑法典で定める犯罪を一般的、基本的な犯罪にとどめることができる。特殊性、技術性が強いものや変化が激しい問題に関しては、その問題に応じた個別の法律で対応することにより、必要に応じた機敏な対応が取りやすい。

特定の分野の問題で、これに関する各種の法的な規制と密接に関連する罰則については、これらの規制を定めた法律の一部とされているほうが何が犯罪とされる行為であるかが把握しやすい。

短所 罰則を網羅的に把握することが困難になる。各罰則の整合性を取るのが困難になる場合がある。

2 日本における経験

①日本法の特徴

- ・刑法典には基本的、一般性が高い犯罪が主として規定され、特定の緊急のニーズや分野に関する罰則は個別の特別法により対応されているといえる(特別刑法一覧参照)。
- ・各種の行政的な規制や措置と一体となる罰則については、それらの規制や措置を定める法律の一部として罰則が設けられるのが通例である。

②その理由

- ・刑法典は基本的な法律で、特殊性が強い問題を取り扱うことは相当でないと考えられてきたこと。
- ・刑法は基本的な法律であるのでその改正には十分検討が必要であって、特殊性が強い個別の問題に対する緊急の対応に難があること
- ・行政規制、措置と一体となる罰則についてはそれらを 1 個の法律で規定することがわかりやすく、また、規制の内容に見合った必要な構成要件を定めることが容易であること。

- ・いわゆる自然犯に属する犯罪と、政策的、人為的な秩序を前提とする犯罪とでは、その構成要件の立て方において、前者は国民が違法の実質がどこにあるかを端的に把握することができることが大事であるのに対し、後者は何が犯罪行為となるのかの限界が明確であることが要求されることから同一の法典に規定することが不適當であること

(配布資料2)

特別刑法一覧

1 主に罰則を定める法律 () 内は制定年

爆発物取締罰則(1884)

決闘罪に関する件(1889)

通貨及証券模造取締法(1895)

紙幣類似証券取締法(1906)

印紙犯罪処罰法(1909)

海底電信線保護万国連合条約罰則(1916)

暴力行為等の処罰に関する法律(1926)

盗犯等の防止及び処罰に関する法律(1930)

印紙等模造取締法(1947)

軽犯罪法(1948)

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法(1964)

公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律(1969)

火炎びんの使用等の処罰に関する法律(1972)

航空機の強取等の処罰に関する法律(1970)

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(1970)

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(1974)

人質による強要行為等の処罰に関する法律(1978)

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(1987)

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(1991)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(1995)

組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律(1999)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(1999)

ストーカー行為等の規制等に関する法律(2000)

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(2002)

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(2013)

(参考 刑法典目次)

第一編 総則

第一章 通則 (第一条—第八条)

第二章 刑 (第九条—第二十一条)

第三章 期間計算 (第二十二条—第二十四条)

第四章 刑の執行猶予 (第二十五条—第二十七条)

- 第五章 仮釈放（第二十八条—第三十条）
- 第六章 刑の時効及び刑の消滅（第三十一条—第三十四条の二）
- 第七章 犯罪の不成立及び刑の減免（第三十五条—第四十二条）
- 第八章 未遂罪（第四十三条・第四十四条）
- 第九章 併合罪（第四十五条—第五十五条）
- 第十章 累犯（第五十六条—第五十九条）
- 第十一章 共犯（第六十条—第六十五条）
- 第十二章 酌量減輕（第六十六条・第六十七条）
- 第十三章 加重減輕の方法（第六十八条—第七十二条）

第二編 罪

- 第一章 削除
- 第二章 内乱に関する罪（第七十七条—第八十条）
- 第三章 外患に関する罪（第八十一条—第八十九条）
- 第四章 国交に関する罪（第九十条—第九十四条）
- 第五章 公務の執行を妨害する罪（第九十五条—第九十六条の六）
- 第六章 逃走の罪（第九十七条—第一百条）
- 第七章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪（第一百零三条—第一百零五条の二）
- 第八章 騒乱の罪（第一百零六条・第一百零七条）
- 第九章 放火及び失火の罪（第一百零八条—第一百零八条）
- 第十章 出水及び水利に関する罪（第一百零九条—第一百二十三条）
- 第十一章 往来を妨害する罪（第一百二十四条—第一百二十九条）
- 第十二章 住居を侵す罪（第一百三十条—第一百三十二条）
- 第十三章 秘密を侵す罪（第一百三十三条—第一百三十五条）
- 第十四章 あへん煙に関する罪（第一百三十六条—第一百四十一条）
- 第十五章 飲料水に関する罪（第一百四十二条—第一百四十七条）
- 第十六章 通貨偽造の罪（第一百四十八条—第一百五十三条）
- 第十七章 文書偽造の罪（第一百五十四条—第一百六十一条の二）
- 第十八章 有価証券偽造の罪（第一百六十二条・第一百六十三条）
- 第十八章の二 支払用カード電磁的記録に関する罪（第一百六十三条の二—第一百六十三条の五）
- 第十九章 印章偽造の罪（第一百六十四条—第一百六十八条）
- 第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪（第一百六十八条の二・第一百六十八条の三）
- 第二十章 偽証の罪（第一百六十九条—第一百七十一条）
- 第二十一章 虚偽告訴の罪（第一百七十二条・第一百七十三条）
- 第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪（第一百七十四条—第一百八十四条）

- 第二十三章 賭博及び富くじに関する罪（第八十五条—第八十七条）
- 第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪（第八十八条—第九十二条）
- 第二十五章 汚職の罪（第九十三条—第九十八条）
- 第二十六章 殺人の罪（第九十九条—第二百三条）
- 第二十七章 傷害の罪（第二百四条—第二百八条の三）
- 第二十八章 過失傷害の罪（第二百九条—第二百十一条）
- 第二十九章 墮胎の罪（第二百十二条—第二百六条）
- 第三十章 遺棄の罪（第二百七条—第二百九条）
- 第三十一章 逮捕及び監禁の罪（第二百十条・第二百十一条）
- 第三十二章 脅迫の罪（第二百十二条・第二百三条）
- 第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪（第二百四条—第二十九条）
- 第三十四章 名誉に対する罪（第三十条—第三十二条）
- 第三十五章 信用及び業務に対する罪（第三十三条—第三十四条の二）
- 第三十六章 窃盗及び強盗の罪（第三十五条—第四十五条）
- 第三十七章 詐欺及び恐喝の罪（第四十六条—第五十一条）
- 第三十八章 横領の罪（第五十二条—第五十五条）
- 第三十九章 盗品等に関する罪（第五十六条・第五十七条）
- 第四十章 毀棄及び隠匿の罪（第五十八条—第六十四条）

2 特定の法分野においてその分野の規制、法的秩序を実現するため罰則を定めているもの

罰則が設けられている現行法の数は817件（1890年から現在に至るまでに制定された法律で現在も有効なもの）で、そのうち刑法典と上記1に掲げた法律を除くものが特定の法分野に固有の必要性からそれぞれの法律において罰則を設けている。

多数の罰則が整備されている法分野の主要例

- 租税関係
- 交通関係
- 環境関係
- 金融・証券関係
- 経済関係
- 商取引関係
- 選挙関係
- 労働関係
- 公務員服務関係
- 医療・薬事関係
- 食品安全関係

知的財産関係
資源・エネルギー関係
福祉関係
児童保護関係
消費者保護関係
危険物関係

例1 水質汚濁防止法

(法律の構成)

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 排出水の排出の規制等（第三条—第十四条の四）
第二章の二 生活排水対策の推進（第十四条の五—第十四条の十一）
第三章 水質の汚濁の状況の監視等（第十五条—第十八条）
第四章 損害賠償（第十九条—第二十条の五）
第五章 雑則（第二十一条—第二十九条）
第六章 罰則（第三十条—第三十五条）
附則

(罰則の具体的内容)

[排出計画変更命令違反等]

第三十条 第八条、第八条の二、第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

[排出基準違反等]

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項の規定に違反した者
- 二 第十四条の二第四項又は第十八条の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

[届出義務違反1]

第三十二条 第五条又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

[届出義務違反2]

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 二 第九条第一項の規定に違反した者
- 三 第十四条第一項、第二項又は第五項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
- 四 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

[両罰規定]

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

[過料]

第三十五条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

例2 所得税法

(法律の構成)

目次(抄)

第一編 総則

第一章 通則 (第一条—第四条)

第二章 納税義務 (第五条・第六条)

第三章 課税所得の範囲 (第七条—第十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則 (第十二条—第十四条)

第五章 納税地 (第十五条—第二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則 (第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準 (第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第三節 損益通算及び損失の繰越控除 (第六十九条—第七十一条)

第四節 所得控除 (第七十二条—第八十八条)

第三章 税額の計算

第一節 税率 (第八十九条—第九十一条)

第二節 税額控除 (第九十二条—第九十五条)

第四章

第五章 申告、納付及び還付

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第七章 更正及び決定 (第一百五十四条—第一百六十条)

第三編 非居住者及び法人の納税義務
第四編 源泉徴収
第五編 雑則
第六編 罰則（第二百三十八条—第二百四十三条）
附則

例3 労働安全衛生法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）
第二章 労働災害防止計画（第六条—第九条）
第三章 安全衛生管理体制（第十条—第十九条の三）
第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置（第二十条—第三十六条）
第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制
 第一節 機械等に関する規制（第三十七条—第五十四条の六）
 第二節 危険物及び有害物に関する規制（第五十五条—第五十八条）
第六章 労働者の就業に当たっての措置（第五十九条—第六十三条）
第七章 健康の保持増進のための措置（第六十四条—第七十一条）
第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置（第七十一条の二—第七十一条の四）
第八章 免許等（第七十二条—第七十七条）
第九章 安全衛生改善計画等
 第一節 安全衛生改善計画（第七十八条—第八十条）
 第二節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（第八十一条—第八十七条）
第十章 監督等（第八十八条—第一百条）
第十一章 雑則（第一百一条—第一百五十五条）
第十二章 罰則（第一百五十五条の二—第二百二十三条）
附則

3 その他

以上のほか、都道府県や市町村の条例において罰則を定めているものが多数ある。

日越司法制度共同研究日程

〔教官：川西教官 専門官：藤生専門官，中村専門官〕

月	曜	9:30		14:00	
日			12:30		17:00
6	日	入国			
6	月	国際協力部 オリエンテーション (10:00～10:45)	国際協力部長 あいさつ (11:00～11:30)	講義及び意見交換「日本の少年犯罪への対応について」① (制度の概要等)	
30		国際会議室	国際会議室	ICD川西一教官	国際会議室
7	火	講義及び意見交換「日本の少年犯罪への対応について」② (特に、保護観察等少年の更生に向けた取り組みについて)		講義及び意見交換「日本の仮釈放制度について」① (制度の概要等)	
1		研修二部勝田聡教官，ICD川西一 教官		研修二部勝田聡教官，ICD川西一 教官	
7	水	講義及び意見交換「日本の仮釈放制度について」② (特に、社会内処遇の取り組みについて) (～11:50)	ICD部長主催意見交換会 (12:15～13:15) ワンワールド	講義及び意見交換「日本の刑法と特別刑法」 (14:00～)	
2		研修二部勝田聡教官，ICD川西一 教官	記念撮影(13:30～) 国際会議室	古田佑紀元最高裁判事，元次長検事	国際会議室
7	木	講義及び意見交換「犯罪防止に関する国際条約と国内担保法」		講義及び意見交換「日本におけるサイバー犯罪への対応」について	
3		法務省刑事局 東山太郎参事官		最高検 杉山徳明 検事	
7	金	ベトナム側発表及び質疑(刑法改正の方針等)，総括質疑		意見交換会	
4		ICD部長，ICD教官，JICA		ICD部長，ICD教官，JICA	
7	土	帰国			
5					

日越司法制度共同研究 研究員

ホアン・テェ・リエン 1 Mr. Hoàng Th ệ Liên 司法省上席専門家（前司法省次官）
レ・ティ・ガー 2 Ms. Lê Th ị Nga 国会司法委員会副委員長
グエン・ティ・キム・トア 3 Ms. Nguyễn Th ị Kim Thoa 司法省刑事行政法局長
グエン・ゴック・アイン 4 Mr. Nguyễn Ng ọc Anh 公安省法務局長, 警視監
グエン・ティエン・ソン 5 Mr. Nguyễn Ti ệ n Sơn 最高人民検察院検察理論研究所長
クアック・ティエン・フォン 6 Mr. Quách Ti ền Phong 首相府法律部
マイ・フォン 7 Mr. Mai Phong 国会事務局司法部
ズオン・ティエン・フォン 8 Ms. D ường Thi ền H ường 司法省国際協力局副局長

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 川西 一 (KAWANISHI Hajime)

統括国際協力専門官 / 藤生 康裕 (FUJIO Yasuhiro), 主任国際協力専門官 / 中村 秀逸 (NAKAMURA Hideitsu)